令和元年12月20日分

庁名 仙台地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	-
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法	44.0		0			0	0	
基準五2該当			0	i		0	0	
うち公選法			0	***************************************		0	0	The second secon
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

庁名 仙台地方検察庁

令和元年12月20日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日

- 1 当期において受理した案件は,罪名ごとに,氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは,その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月20日分

庁名 盛岡地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	0,	0	0	0	0	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
基準五1該当	0	1	1	0	0	0	1	٠.
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
基準五2該当	0	0	0	0	0	0	0	
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」ー処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

庁名 盛岡地方検察庁

令和元年12月20日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
		A CONTRACTOR OF THE PROPERTY O		
_				

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月23日分

庁名 東京高等検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当		·	0			0	0	
うち公選法		- Page -	0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法			0	•		0	0	
基準五2該当		:	0			0	0	
うち公選法		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	٠		0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月21日分

庁名 横浜地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	4
うち公選法		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0			0	0	
基準五1該当	1	2	3		:	0	3	
うち公選法			0		3	0	0	
基準五2該当			0		:	0	0	
うち公選法		•	0		-	0	0	
総 計	1	2	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

庁名 横浜地方検察庁

令和元年12月21日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日		
				<u>.</u>		
1						

【記載要領】

1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。

2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。

3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月20日分

庁名 岐阜地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0		!	0	0	
うち公選法		kes - 10 2000000000000000000000000000000000	0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法		•	0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法		<u>'</u>	0			0	0	
総計	0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 岐阜地方検察庁

令和 年 月 日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
				·

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和 元 年12月21日分

庁名 大阪地方検察庁

1,		受 理			処 理		未済	時期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0		:	0	0	: .
基準五1該当	2	1	3	,		0	. 3	
うち公選法			. 0			0	0	
基準五2該当			0			Ö	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	2	1	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数___0件

記載要領

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考) 欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通 知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の 直近の期間を指す。
- 3 「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」ー処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況 (その2: 罪名別受理状況)

庁名 大阪地方検察庁

令和元年12月21日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1			为是发生证证	
2			经 组织基本 [基	现在大汉是这
		······································		

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
 - 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月20日分

庁名 鳥取地方検察庁

					処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	1	1	1	0	1	0	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五1該当	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
基準五2該当	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公選法	0	0	0	0	0	0	0	0
総計	0	1	1	1	0	1	0	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4 「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

庁名 鳥取地方検察庁

令和元年12月20日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
	該 当	なし	·	

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月21日分

庁名 広島地方検察庁

		受 理			処 理		未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当		1	1			0	1	
うち公選法		general and the second	0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	.0	1	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

庁名 広島地方検察庁

令和元年12月21日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
		-		
				·

- 1 当期において受理した案件は,罪名ごとに,氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは,その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月20日分

庁名 福岡地方検察庁

	受 理			処 理			未済	次期上申
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当	0	2	2			0	2	
うち公選法			.0			0	0	
基準五1該当	0	1	1			0	1	
うち公選法			0	wy p - 100		0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0			0	0	
総計	0	3	3	0	0	0	3	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

0 件

- 1 特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理した ものについては, (参考) 欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6受理の「合計」-処理の「合計」=「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

特別基準恩赦受理処理状況(その2:罪名別受理状況)

庁名 福岡地方検察庁

令和元年12月20日分

番号		氏名	刑の内容	願書受理日		
1		(A) (A) (A)				
2		海馬瓜				
3						

- 1当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

令和元年12月24日分

庁名 釧路地方検察庁

	受 理		処 理			未済	次期上申	
	当期受理	前期未済	合計	当期上申	その他	合計	件数	予定件数
基準四該当			0		,	0	0	
うち公選法			0			0	0	
基準五1該当	1		1			0	1	
うち公選法	A CONTRACT OF THE CONTRACT OF	A wind record over an Addition (A. P.)	0			0	0	
基準五2該当			0			0	0	
うち公選法			0		, 111	0	0	
総計	1	0	1	0	0	0	1	0

(参考) 基準非該当につき常時恩赦として当期に受理した件数

件

- 1特別基準恩赦該当事案についてのみ計上する。基準には該当しないが常時恩赦として出願を受理したものについては、(参考)欄に記載する。
- 2 「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指し、「前期」とは当期前の直近の期間を指す。
- 3「当期受理」には、職権上申の事務に着手したものを含む。
- 4「前期未済」は、前期の報告に係る「未済件数」と一致する。
- 5 「その他」は、出願取下げや出願者死亡の件数である。
- 6 受理の「合計」 処理の「合計」 = 「未済件数」となる。
- 7 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。

庁名 釧路地方検察庁

令和元年12月24日分

番号	罪名	氏名	刑の内容	願書受理日
1				
			Substantia (Substance)	
	1	·		

- 1 当期において受理した案件は、罪名ごとに、氏名及び刑の内容を記載する(同一の者に複数の刑があるときは、その者に係る記載は複数行にわたることとなる。)。
- 2「当期」とは、本通知の提出期限前の直近の期間(例えば、11月21日を提出期限とする通知の場合、当期とは、11月9日から11月20日までの期間)を指す。
- 3 管内の支部等での受理分については、本庁でとりまとめた上、通知する。